

2021年度 中小企業のための女性活躍推進事業

「えるぼし」マークを取得して 女性が活躍できる職場 にしませんか?



えるぼしとは

女性活躍推進法により一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」を商品などに付すことができます。

女性活躍推進センターでは、あなたの企業の女性活躍をしっかり支援します!



女性活躍推進法とは

国は、女性が職場において、個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主に対し、以下のことを義務付けています。

2022年4月1日からは、この義務が労働者数101人以上の事業主に拡大されます。

1. 自社の女性の活躍状況を把握し、課題を分析
2. 行動計画の策定、社内周知、公表
3. 都道府県労働局への届出
4. 自社の女性の活躍に関する情報の公表

「えるぼし」マークを取得するとこんな**メリット**があります。



等

委託運営: **LEC東京リーガルマインド** 「女性活躍推進センター」

お問い合わせ先は

【東日本事務局】TEL:0120-982-230 (フリーダイヤル) 平日9時~17時

【西日本事務局】TEL:0120-975-531 (フリーダイヤル) 平日9時~17時

E-Mail: info@joseikatsuyaku.com

お申込みは

LEC女性活躍推進センター 検索

専用HP: <https://joseikatsuyaku.com/>



QRコードからも
ご覧いただけます

「2021年度 中小企業のための女性活躍推進事業」は厚生労働省より委託を受け、株式会社東京リーガルマインドが運営しています。

*お預かりした個人情報には本事業に係るご連絡のみ使用します。無断で第三者に提供することはありません。

認定の段階

<p>プラチナえるぼし</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。 ● 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。(※) ● プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること。(※) ● 女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く。)のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。(※) <p>(※)実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要</p>
<p>えるぼし (3段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
<p>えるぼし (2段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
<p>えるぼし (1段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

2021年度 中小企業のための女性活躍推進事業では

「えるぼし」認定取得に必要な一般事業主行動計画の策定など必要な手続きを、女性活躍推進アドバイザーが電話相談、個別訪問などにより、無料で支援します！詳しくは、専用HPにてチェックしてください。

対象者 常時雇用する労働者数300人以下の中小企業の経営者や人事労務担当者の皆さま



LEC女性活躍推進センター

検索

QRコードからも
ご覧いただけます

女性活躍推進法の詳細については、厚生労働省ホームページもぜひご覧ください。

女性活躍推進法特集ページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

『働き方改革』に取り組む 事業主の皆様を **無料**で支援します

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

※ご相談内容例

助成金を活用したいが、利用できる助成金が分からない

賃金引き上げに活用できる国の支援制度を知りたい

就業規則を改正したい

36協定について詳しく知りたい

コロナ関連の助成金の手続き方法を教えてほしい

同一労働同一賃金の対応について教えてほしい



お問い合わせご相談はこちらまで

【石川働き方改革推進支援センター】

住所: 金沢市尾山町9番13号(金沢商工会議所会館3F) (一社)石川県経営者協会内

電話: 0120-319339 【受付時間】9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始除く)

メール: roudou@ishikawakeikyo.or.jp

社会保険労務士等の専門家が最大6回まで事業所を訪問し、支援を行うことも可能です。(裏面に申込書)

電話、メール、来所により相談を受付

石川働き方改革推進支援センター

FAX : 076-231-0228

申込書受領後、訪問日時等のご相談の連絡をいたします

企業への訪問相談申込書

令和 年 月 日

貴社名		ご担当者	
部 署		T E L	
所在地		F A X	
e-mail			

訪問相談の希望日時

いつでもよい

希望あり（希望日時をご記入ください）

※申込日より1週間以降の日をご記入ください（それより早い日をご希望の場合はご相談ください）

第一希望

第二希望

月 日（曜日） 時

月 日（曜日） 時

相談内容

- 働き方改革関連法の説明 労働時間関係 年次有給休暇 同一労働同一賃金
 人手不足関係 助成金関係 コロナ関連の支援策
 その他（具体的な相談内容をご記入ください）

【個人情報の取り扱いについて】

ご記入いただいた個人情報は、ご本人の同意なく、働き方改革関連の事業以外での使用や第三者への提供または開示をいたしません。

石川働き方改革推進支援センター（一社）石川県経営者協会内

電 話 : 0120-319339 Fax : 076-231-0228

HP : <http://www.ishikawakeikyo.or.jp> メール : roudou@ishikawakeikyo.or.jp

事業主の皆さまへ（全企業が対象です）

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

以下が改正内容の主なポイントになります。 ※詳細は追って省令等で定められます。

① 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります。

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

	新制度（現行制度とは別に取得可能）	+	現行育休制度
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能		原則子が1歳（最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで（※1）		原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能		原則分割不可 （今回の改正で分割して2回まで取得可能）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲（※2）で休業中に就業することが可能		原則就業不可

※1 職場環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。

※2 具体的な手続きの流れは以下①～③のとおりです。

①労働者が就業してもよい場合は事業主にその条件を申出

②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示

③労働者が同意した範囲で就業

なお、就業可能日等の上限（休業期間中の労働日・所定労働時間の半分）を厚生労働省令で定める予定です。

（注）新制度についても育児休業給付の対象となります。

② 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります

施行日：令和4年4月1日

- 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備（研修、相談窓口設置等）
- 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

・雇用環境整備の具体的内容については、**複数の選択肢からいずれかを選択して措置していただくこととする予定です。**

・個別周知の方法については、省令において、面談での制度説明、書面による制度の情報提供等の**複数の選択肢からいずれかを選択して措置していただくこととする予定です。**

※ 休業取得意向の確認は、事業主が労働者に対し、育児休業の取得を控えさせるような形での実施を認めないことを定める予定です。

③ 育児休業を分割して取得できるようになります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

改正前

- 原則分割することはできない
- 1歳以降に育休を延長する場合、育休開始日は1歳、1歳半の時点に限定

改正後

- (新制度とは別に) 分割して2回まで取得可能
- 1歳以降に延長する場合について、育休開始日を柔軟化

④ 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます

施行日：令和4年4月1日

改正前

- (育児休業の場合)
- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
 - (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

改正後

- (1)の要件を撤廃し、(2)のみに
※無期雇用労働者と同様の取り扱い
(引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可)

⑤ 育児休業取得状況の公表が義務になります

施行日：令和5年4月1日

従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況を公表することが義務付けられます。**

※公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」と省令で定める予定です。

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		